

平成 30 年 11 月 23 日  
(令和元年 5 月 21 日更新)

関係者各位

再生債務者 株式会社 MTGOX  
再生管財人 弁護士 小林 信 明

オンライン方法により届け出た再生債権及び自認債権の再生債権者が変動した場合について

## 第 1 はじめに

再生管財人は、株式会社 MTGOX（以下「MTGOX」といいます。）のビットコイン取引所のユーザー（以下「ユーザー」といいます。）が、ウェブサイト上で、MTGOX に対する金銭及び仮想通貨の返還に関する再生債権（以下「債権」といいます。）の届出等ができるシステム（以下「本システム」といいます。）を構築しました（<https://claims.mtgox.com/assets/index.html#/>）。

本書は、本システムを利用する方法（以下「オンライン方法」といいます。）により債権の届出をしたユーザーが、本システムを利用して届け出た債権及び自認債権を譲渡する場合の手続を説明するものです。

なお、本システムを利用して申請することのできる債権譲渡は、ユーザーの再生債権（自認債権を含みます。以下同じ。）の全部の譲渡のみであり、再生債権の一部の譲渡申請はできませんのでご注意ください。

## 第 2 債権譲渡手続の流れ

### 1 譲渡人の手続

- (1) 本システムにログインした後の画面にある「再生債権の譲渡申請を行う」ボタンを押し、債権譲渡申請画面に進みます。なお、債権譲渡をするには、債権譲渡申請画面において、債権譲渡に関しての同意事項を確認し、チェックボックスにチェックすることにより同意する必要があります。
- (2) 債権譲渡申請画面において、譲受人の氏名/名称を入力し、「確認」ボタンを押します。
- (3) 「確認」ボタンを押すことで遷移する画面にて、入力した譲受人の氏名/名称に誤りがないかを確認し、同画面の「印刷」ボタンから同画面を印刷し、保管してください。
- (4) 同画面の「申請」ボタンを押してください。

※「申請」ボタンを押すと、以後ユーザーは本システムを利用できなくなりますのでご注意ください。

- (5) 「申請」ボタンを押すと、ユーザーが再生債権の届出をした際に届け出た連絡先メールアドレスに対して、再生管財人からのメールが自動送信されます。当該メールには、債権譲渡番号と、債権譲渡通知書兼再生債権名義変更届出書（オンライン用）の書式

がダウンロードできる URL が記載されています。

- (6) (5)の URL から債権譲渡通知書兼再生債権名義変更届出書（オンライン用）をダウンロードして、必要事項（債権譲渡番号を含みます）を記入して印刷し、譲渡人と譲受人がそれぞれ署名又は押印をし、必要書類（後述）とともに下記住所に郵送してください。

株式会社 MTGOX 再生管財人室

〒102-0083

東京都千代田区麹町三丁目 4 番地 1 麹町 3 丁目ビル 202 号室

## 2 1 の手続完了後の流れ

- (1) 再生管財人において、債権譲渡通知書兼再生債権名義変更届出書（オンライン用）及び必要書類の内容を確認します。確認の結果、不十分な内容であれば、再生管財人から譲渡人に連絡いたします。
- (2) (1)の確認の結果、適切な形式を満たしている場合は、譲渡人が債権届出時に届け出た連絡先メールアドレス及び譲受人が債権譲渡通知書兼再生債権名義変更届出書（オンライン用）に入力した連絡先メールアドレスに対し、債権譲渡が完了した旨のメールを送ります。

## 第3 必要書類

### 1 債権譲渡通知書兼再生債権名義変更届出書（オンライン用）

上記第2の1(5)のとおり、債権譲渡通知書兼再生債権名義変更届出書（オンライン用）の書式は、本システムでユーザーが債権譲渡の「申請」ボタンを押すことで、ユーザーの連絡先メールアドレスに自動送信されるメールアドレスに記載された URL からダウンロードすることができます。

債権譲渡通知書兼再生債権名義変更届出書（オンライン用）の書式に入力いただくためには、**Adobe Acrobat Reader DC 又は Adobe Acrobat Pro DC が必要です**。Adobe Acrobat Reader DC 又は Adobe Acrobat Pro DC 以外のソフトウェアを使用すると、入力又は印刷が正常に行われないおそれがあります。

必要事項を記入しましたら、プリントアウトし、譲渡人と譲受人がそれぞれ署名又は押印をしてください。

代理人が届け出る場合は、代理権を証明する委任状の原本も提出する必要があります。

また、譲受人は、債権譲渡通知書兼再生債権名義変更届出書（オンライン用）の書式に添付されている申述書に、必要事項を記入の上、同封する必要があります。

## 2 本人確認書類

譲渡人及び譲受人双方の本人確認書類を提出する必要があります。

(1) 個人の場合

パスポート、運転免許証、身分証明書等の本人確認書類（顔写真及び日本語表記又は英語表記の氏名が記載されたもの）の写しを提出する必要があります。

(2) 会社その他の法人の場合

以下の(i)及び(ii)の書類を提出する必要があります。

- (i) 商業登記簿及び印鑑証明書。外国法人の場合には、外国の公証又は認証業務にある者が作成した証明書や権限ある官署が作成した登録証明書などの法人代表者の資格証明書（当該法人が適法に成立したこと及び法人代表者の氏名が記載されたものに限ります。）。最新の情報が記載され、かつ3か月以内に発行された書類を用意してください。
- (ii) 法人代表者の本人確認書類。又は、債権届出手続を行う事務担当者の本人確認書類及び法人代表者作成の委任状。

ご不明な点がございましたら、下記コールセンター又はメールサポートまでご連絡ください。

○コールセンター

- ・日本語対応

電話番号：03-4588-3921

受付時間：月曜日～金曜日（日本の祝日は除く）午前10時～午後5時（日本時間）

- ・英語対応

電話番号：+81-3-4588-3922

受付時間：月曜日～金曜日（日本の祝日は除く）午後1時～午後10時（日本時間）

○メールサポート

Email：[support@mtgox.com](mailto:support@mtgox.com)

以上